

前回（4/16）議論における主な意見

＜地方財政の健全化に係る主な意見＞

○「地方公共団体財政健全化法」に係る意見

オーバーナイト

- ・ 赤字的なオーバーナイトに関しては、それが年ごとに増えてくるような傾向が出てくると問題だと思う。
- ・ オーバーナイトも最初は一般会計の手持ち資金からの貸付けという財源が出ているとすると、途中で返せなくなれば、一般会計が貸し付けたお金が戻ってこないという意味での損失にはなると思うが、最終的にそれが将来の負担になるかという観点でいくと、将来負担比率などに必ずしも含めることはないのではないか。
- ・ オーバーナイトそのものが悪いというわけではない。ただ、経営難の三セクへの経営支援が理由である場合は、将来的には一般会計の負担となる可能性があるので、そういうものは峻別して将来負担比率に入れられるのかどうかは論点としてあるのではないか。
- ・ 公社、三セクが貸付金を事業収入で返せる見込みがないという場合は、将来負担ではないかということだろうが、分析が必要。
- ・ 期中の貸し先が、経営状態があまりよくないところへの実質的な支援になっている場合に、どうピックアップするかについては、金融的に言うと、通常は平均残高的に残高が生じているのかどうかを見る。残高が生じている先の経営状況の実態を捕捉するために、期末で切った状態だけではないところを調査していくということは、やり方としては考えられる。

公有地信託

- ・ 数は少ないが、今後、PFIやPPP、PRE（公的不動産活用）が進んでくると、土地信託を利用した形態というのは出てくる可能性は潜在的にあるため、将来的にもケアする必要はあるのではないか。

○「財政分析」に係る意見

経常収支比率

- ・ 経常収支比率について、扶助費は増えているから、90%を超えることが普通になってしまっているような状態がある。だから、今の計算式を前提として妥当な水準を出すのか、あるいは少し別の計算式を工夫してみるのか、やり方としては2つあるような気がする。
- ・ 経常収支比率がよく使われているのは、昔から使っているのもそのまま使っているということが多いのが現実ではないか。経常収支比率は、財政の硬直具合をはかるために見られると思うが、そもそもその財政の硬直度を見るという概念が、財政状況で見るときにどういうところへのつながりになるのかという疑問がある。
- ・ 経常収支比率について、算定における臨時財政対策債の発行額を発行可能額とするなどの検討が必要というご意見について、これも1つあると思うが、本当に発行しなくていいものは発行すべきではない。格付会社で、臨時財政対策債の発行可能額まで発行しないで努力している団体をポジティブに評価しているというのは聞いたことがあるので、財政健全化のインセンティブをそがない形で変える必要があるように思う。
- ・ 経常収支比率がどこから出ているのかが分かりにくい。経常収支比率の計算式は変えないまでも、住民への説明責任で開示する内容について少し手を入れて、経常収支比率の分子・分母の内訳

を示すなどの説明をもっと拡充していく必要があるのではないか。

- ・ 経常収支比率も同じパーセンテージだといっても当然中身が違っているのです、特に人件費をどんどん減らされている反面、結局臨時職員の大量採用などに置きかわったり、あるいは委託料が増えたりということ、人件費が物件費に変わっていて全体が変わりないというような団体もある。人件費や物件費という今までの概念とは違うものが増えてきているので、検討の余地があるのではないか。

資産老朽化比率

- ・ 資産老朽化比率を意味のあるものとして使っていこうということであれば、耐用年数についてももう少し実質的な年数が使える仕組みを作っていかなければならないのではないか。

組み合わせ分析

- ・ 民間企業においても指標でいろんな分析をしたり、他の企業と比較したりするのはよくされるが、これとて、どれがいい水準・悪い水準というのはあるわけではない。財政指標も、適正水準というのは決めづらいものもあるかと思うが、自団体でそれをどう考えていくのかというものをきっちりと説明をして、場合によってはその目指すべき水準を自ら設定するというようなことも考えていく必要があるのではないか。
- ・ 老朽化比率と将来負担比率のグラフについて、例えば、積極的に老朽化対策をしたときに将来負担比率が悪化するが、資産老朽化比率のほうで見れば、老朽化対策をしたからだと説明できる。投資家が納得する説明として使える指標というのを積極的に活用していくべき。

財政状況の情報公開

- ・ 財政状況について、詳細を見るときの財政指標の多様性、組み合わせという議論と、住民の方々に分かりやすく説明するときの議論というものは2種類あってもいいのではないか。住民やあまり財政制度に詳しくない人向けでは、指標の数が増えれば増えるほど伝わりにくくなっていく面があり、代表的な指標や説明のポイントなんかもあると、説明しやすいのではないか。

<地方債制度に係る主なご意見>

地方債協議制度

- ・ 現行の協議制度において、協議不要対象団体であっても、資金の性質に鑑み、一部の資金については協議が必要となっているが、事業債の性質に応じた手続の見直しを検討してはどうか。

地方債届出制度

- ・ 一般市町村については、借り入れ先として公的資金を最優先としているところが多く、また上半期に資金需要があまりないため届出を実施していない団体が多いのではないか。公的資金については、必要な額を確保し、適切な配分を行っていただきたい。
- ・ 全国型市場公募地方債を発行している団体において、届出制度を活用して平準発行を進めてもらうことは、市場環境がより良くなることにつながるため、市場関係者にとって有り難いことである。一方で、全国型市場公募地方債を発行していない一般市町村において、公的資金が優先されることは想定内のことといえる。団体によって、届出制度の活用に対するスタンスは異なるのではないか。

- ・ 4月は、投資家の運用意欲が高く、発行体にとっても条件が良い時期といえる。借換債による対応という考えもあるが、新発債の4月条件決定分の届出の検討は、市場関係者にとって重要ではないか。

地方債借入れ手続

- ・ 財政融資資金の借入れの際、提出書類が多く、手続が煩雑であるため、手続の簡素化を検討する必要があるのではないか。